

令和2年度
第3回長浜市景観審議会
会 議 要 点 録

長浜市景観審議会

令和2年度第3回長浜市景観審議会 会議要点録

○日 時 令和3年3月4日（木） 午前10時30分から正午まで

○場 所 長浜市役所1階 多目的ルーム1

○出席委員 10人
奥貫隆（会長）、石井良一（副会長）、東幸代、大村悟子、小財憲司、武田史朗、佐藤泉、辻村耕司、松居弘次、山口陽稔（敬称略）

○欠席委員 2人
饗庭啓良、松山利喜雄（敬称略）

○事務局 4人
下司部長、伊藤副参事、森田主幹、冨田主事

○傍聴人 0人

○配布資料 ・資料1：長浜市景観審議会委員名簿
・資料2：景観重要建造物の指定について
・資料3：広域景観形成重点区域における長浜市工場立地法準則条例に基づく特定工場の行為の承認にかかる審査項目の検討について

○会議要点録

1 開会

2 あいさつ

・下司部長からあいさつ

3 審議事項

諮問2-2 景観重要建造物の指定について

（事務局）資料2に基づき、説明。

（会長）

・本件は、事務局の説明にあったとおり、先般開催された歴史まちづくり協議会において、黒壁ガラス館本館が歴史的風致形成建造物に指定される運びとなったことを受け、景観重要建造物にも併せて指定するものである。質問等あるか。

（委員）

・市としては景観重要建造物の指定の方針として掲げる要件のどれに該当しているのか。
・今年度、当該建物の工事をされているが、その内容はどのようなものなのか。

（事務局）

・当該建物は歴史的風致形成建造物にも指定されることとなったことから、「地域の自然、歴

史、文化、生活などの特性が、建造物の外観に現れたものであり、地域を象徴する建造物であるもの」に該当すると考えている。

- ・工事内容は、屋根の葺き替え、外壁の塗装の塗替え、内装の変更と伺っている。

(委員)

- ・補足する。工事の目的は長寿命化を図るための耐震補強と修繕である。目に見える工事は事務局の説明があったとおりだが、主な工事は外壁と内側の壁の間に補強を行ったことである。

(委員)

- ・歴史的風致形成建造物の法的指定根拠は何か。
- ・景観重要建造物の指定に至る経過を教えてください。

(事務局)

- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画に位置づけされ、指定されるものである。所管は歴史遺産課となる。
- ・指定の経過としては、これまで歴史的風致形成建造物と景観重要建造物は同時指定してきたことから、今回も同様に行うものである。また、当該建物においては長寿命化工事を行うにあたり、歴史的風致維持向上計画で財政的支援ができることから、このタイミングでの指定となった。

(委員)

- ・指定は財政的支援も一因とするとのことだが、既に工事は始まっているタイミングでの指定は事前着工などの問題ないのか。

(事務局)

- ・財政的支援を所管する歴史遺産課から、指定のタイミングに問題はない旨を確認している。

(委員)

- ・景観重要建造物の指定は市民提案で行うものなのか。市からなのか。

(事務局)

- ・市民提案で行うこともできるが、これまで指定きたものはいずれも市から打診し、指定しており、今回も同様である。

(委員)

- ・景観重要建造物管理台帳で国登録有形文化財に「指定」との表記があるが「登録」が正しい。

(事務局)

- ・ご指摘のとおり修正する。

(委員)

- ・景観重要建造物に指定されたものは現状変更の許可を行う際に当審議会で審議する必要がある。その際に指定の要件も考慮する必要があることから、指定の要件が記録として残るのか、また、当該建物については複数の指定要件に該当するように見受けられるが、ひとつの要件に絞る必要があるのか伺いたい。

(事務局)

- ・指定の要件はひとつに絞る必要はない。ほかにも該当する項目があれば、それも含めて経過を記録するので、協議いただきたい。

(委員)

- ・景観重要建造物管理台帳は様式が指定されているのか。

(事務局)

- ・様式指定はないが、記載すべき事項の指定はあり、それに基づいて作成している。

(委員)

- ・様式指定がないのであれば、指定の理由なども台帳に盛り込んでみてはどうか。

(委員)

- ・指定要件として、黒壁ガラス館本館はまちのシンボルであり、街角に位置している、また、市民の方が資金を出して旧銀行を買収して今に至る。このことから、指定の要件として、「街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組むうえで重要な位置にあるもの。」「市民に親しまれたもの。」にも該当していると考える。

(会長)

- ・委員から提案があったように指定理由が振り返れるよう台帳の様式の見直しを検討されたい。
- ・指定要件もひとつに絞る必要がないことから、ふさわしいと思われるものを複数あげることとしてよろしいか。

(委員一同)

- ・了。

(事務局)

- ・いただいたご意見を参考に事務を進める。

(会長)

- ・それでは、諮問 2－2 景観重要建造物の指定について同意するとしてよろしいか。
- ・なお、台帳の整備については同意の条件とするものではないが、検討することとする。

(委員一同)

- ・了。

(会長)

- ・同意いただけたので、本日付けをもって市長に答申することとし、文案は会長一任とする。

4 協議事項

広域景観形成重点区域における長浜市工場立地法準則条例に基づく特定工場の行為の承認にかかる審査項目の検討について

(事務局) 資料 2 に基づき、説明。

(会長)

- ・本件については景観法に基づく届出の提出から 30 日以内に結論を出す必要があることから、審議を迅速に進めるために、工場緑化の考え方、審議会としての審査項目を整理した。
- ・審査するにあたり、事業者が審査に必要な事項を記載する様式とその記入要領を整理した。意見等あるか。

(委員)

- ・本件をきっかけに工場緑化に対する指導の考え方が明確になり、よかったと感じている。
- ・審査項目について、工場外壁が緑を引き立てるなど、緑の量的な配置だけでは対応できない場合もあるので、審査項目の書き方として「工場の敷地、建物と緑が調和した配置及び景観づくりが図られるか。」としてはどうか。
- ・「緑の環境保全及び地域社会への対応」の審査項目についてはエコロジカルネットワークなどの敷地内外の視点を取り入れた表現としてどうか。事業者が緑化するうえで材料が豊富になるものとしたい。
- ・緑化計画書の記入要領における「緑の維持管理目標」がイメージしにくいように思う。

(事務局)

- ・審査項目については追加修正する。

(会長)

- ・緑化計画書の記入要領について補足する。「緑の維持管理目標」欄は、緑の形態は芝生、低木、生け垣、高木など多様であり、それぞれの形態に応じて概ね何年後の完成を目指して緑化するかについて記載してもらう考えである。
- ・本件の次のステップとして、緑化計画書作成のための手引き書のようなものを事務局で検討をお願いしている。その段階で委員指摘のとおりわかりやすい表記方法を考えたい。

(委員)

- ・景観形成基準における緑化面積率の緩和を受けるためには手続を経る必要があり、これは緩和の歯止め効果もある。更に次のステップを考えると、緑化に対する考え方や計画づくりがすべての工場に広がれば、数字にこだわる必要がなく、良好な緑の景観形成を促せるのではないかと感じた。

(事務局)

- ・ご意見頂戴したとおり、次のステップを見据えて取り組みたい。

(委員)

- ・審査項目について、「建物と緑が」ではなく「緑と建物が」と表現するほうがイメージしやすい。緑に対する意識を促すという観点からも緑を主とした表現としてはどうか。

(事務局)

- ・ご指摘のとおり修正する。

(会長)

- ・今回、特例として扱う工場の緑化について検討してきたが、この結果は、緑化面積率の緩和措置にとどまらず長浜市における工場緑化の在り方を示すことができた。
- ・市には引き続き次のステップを見据え取組んでほしい。

(事務局)

- ・本件は景観のみならず、商工サイドとも連携し、新しい長浜市の工場緑化についての考え方を示すものとして整理したい。

(会長)

- ・本件については一部表現を修正したうえで、審議会として運用していくこととしてよろしいか。

(委員一同)

- ・了。

5 その他

(委員)

- ・黒壁ガラス館本館の写真をみると電線が目立つが、電柱の地中化の話はあるのか。

(事務局)

- ・駅前通りは県事業で実施されたが、市が行う事業は承知していない。
- ・黒壁ガラス館本館の写真は適当なものがあれば差替えは可能である。

(事務局)

- ・令和3年3月23日に景観広告賞表彰式を実施する。

6 閉会